

国不建技第 290 号
令和 6 年 3 月 26 日

地方整備局等建設業担当部長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号）等をもって従来から運用してきたところ
です。

今般、監理技術者等の働き方改革の推進に資することを目的に「監理技術者制度
運用マニュアル」を別添のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとし
ましたので、通知します。

なお、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（国土建
第 309号平成30年12月 3 日）は廃止します。

貴職におかれては、監理技術者制度が的確に運用されるよう、建設業者に対し適
切な指導を行うとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業
団体に対しても速やかに関係事項の周知及び徹底方取り計らわれるようお願い致し
ます。